

※ 必ずお読みください

お知らせ

令和8年5月15日

(2026年)

伊丹市 市民税課

平素から、税務行政をはじめ市政各般にわたり格別のご協力とご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今回送付しております特別徴収関係書類につきましては令和8年4月13日以降に受理した異動届出書、特別徴収義務者の名称・所在地変更届出書の内容は反映されておりません。従いまして、退職、転勤等により在職されていない方がいる場合は、その金額を差し引いて納入していただきますよう、お願いいたします。上記の期日以降から6月10日までに受理した異動届出書の内容につきましては、6月下旬に送付する税額変更通知書に反映いたします。

また、従業員の方が個別に提出された確定申告書等の内容につきましては、期限内申告であっても今回送付した税額決定通知書に反映されていない場合があります。随時、確定申告書等の内容を反映した税額変更通知書を送付いたしますのでご周知くださいますようお願いいたします。

なお、年間を通じた月毎の事務処理としまして、毎月10日までに受理した異動届出書、特別徴収への切替申請書、及び課税資料等を反映させた税額変更通知書等をその月の下旬に送付する予定です。

特別徴収税額の納入については『地方税共通納税システム』をご利用いただくとインターネット上で納入処理が完了し、大変便利です。

利用方法等、詳しくはこちらのQRコードを読み取ってご確認ください。



特別徴収関係書類につきまして、ご質問等がございましたら下記までお問い合わせください。

お問合せ先

【課税に関すること】

伊丹市 市民税課 TEL: 072-784-8022 (直通) FAX: 072-784-8029

【納入に関すること】

伊丹市 徴収課 TEL: 072-784-8025 (直通) FAX: 072-780-2453